

令和 4 年 12 月 22 日開催 和泉市教育委員会意見交換会並びに事前報告会要旨

出席者 小川教育長、深堀職務代理者、酉家教育委員、久米教育委員、中西教育委員、小谷教育委員

教育委員会事務局 並木教育次長、辻部長、上田指導監、鍛冶次長、佐々木室長、阪下室長、
西川室長、辻野次長、西田室長、西村課長

	議題	要旨
案件 1	教育委員会事務局の令和 5 年度当初予算要求方針について	○各課・室の令和 5 年度予算の方向性は次のとおり ・ 学校園管理室：学校生活が快適に過ごせるような環境整備や少子化傾向・施設の老朽化を勘案したファシリティマネジメントに取り組む。 ・ 学校教育室：学力向上の推進、いじめ・不登校等の対策充実に加え、教職員の働き方改革の推進により、子どもと向き合う時間の増加並びに質の高い教育活動をめざす。また、特別支援教育等、支援が必要な児童生徒に対する新たな施策展開を図る。 ・ こども未来室：公立保育園・公立幼稚園の統廃合民営化及び民間園の施設整備の補助を行い、施設の集約化・民間事業者の活用を進める。保育園を利用する保護者の負担軽減を図り、また、留守家庭児童会の安全かつ安定的な運営に努め、子育て世帯が安心して過ごせる環境を整える。 ・ 生涯学習推進室生涯学習担当：友好姉妹都市・生涯学習センター周年事業並びに生涯機会の充実と促進に取り組む。 ・ 生涯学習推進室スポーツ振興担当：市民のスポーツ活動を支援するまちづくりに取り組む。 ・ 文化遺産活用課：文化遺産の保存と活用をはかり、市民の誇りと郷土愛を醸成する。 ・ 久保惣記念美術館：美術館本来の使命（収集保存、展示）を果たし、魅力向上に取り組む。
案件 2	信太中学校区の学校適正配置について	○UR 都市機構の鶴山台団地再生事業にともない、学校教育施設としての跡地活用の可能性について、令和 5 年 2 月に担当部署へ回答が必要であることから、現時点における信太中学校区の学校適正配置の検討状況及び教育委員会事務局の見解について事前報告 ○信太中学校区における児童生徒数・学級数の推計としては、全体的に減少傾向となり、鶴山台北小学校と鶴山台南小学校の

案件 3	学校水泳授業屋内プール活用事業年次全体計画について	2 小について特に顕著である。 ○「和泉市立学校の適正配置の考え方」において、学級数が 8 学級を下回ることが見込まれることが確認された時点で、一定規模を確保する方策の調整・実行に努めること。施設一体型義務教育学校の検討においては、校区内の小中学校の学級数が 36 学級程度以内であれば検討を行うと定めている。 ○施設一体型義務教育学校を設置する場合、開校までに約 9～11 年は必要と見込まれ、これまでの本市の適正配置の事例からも、地域との調整や合意形成から審議会で答申を得るまでも 1 年 3 ヶ月～3 年 10 ヶ月程度必要となる。 ○教育委員会事務局の見解 ・地域コミュニティの核でもある学校の統合適否の判断は、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討が必要である。 ・その合意形成には相当の時間が必要であり、UR が求める回答期限である令和 5 年 2 月までに、合意形成を図るには時間的に厳しい。 ・現段階で施設一体型義務教育学校を設置した場合、過大規模となるため望ましくない。 ・鶴山台北小学校、鶴山台南小学校の過小規模化への対応については検討が必要 ●委員の意見 ・小中一貫校の設置については、効果の検証も必要と思う。また、跡地の活用方法については、地域の意見も確認し、判断すべきであり、現時点において当該校区で小中一貫校を進めるという判断をするべきではなく、現状としては、事務局の説明内容が妥当であると考え。 ・仮に余剰地が宅地開発されるなら、児童数の増加が想定されることから、現在の児童推計への影響も含めて適正配置について更に検討する必要がある。 ・2 小の統合については、今後各学年が単学級となることが想定されているので、対応を考えていかなければいけない。 ○プール築年数及び改修時期、児童生徒数、学校規模などを総合的に勘案し、年次計画を作成。当初 10 年以上かけての民間導入を想定していたが前倒しし、令和 7 年度には小学校全校で、
-------------	----------------------------------	--

		令和 10 年度には中学校も含め市内全校で屋内プール施設を活用した水泳授業を実施予定。 ○市内全校への導入までの期間中の「専門性」の格差解消のため、学校プール使用校に 1 名のインストラクターを派遣予定 ○夏季水泳指導の今後として、小学校全校導入となる令和 7 年度から 2・4・6 年修了時の技能目標に達していない児童のうち希望者を対象に補習としてチャレンジ水泳教室を実施予定 ○中学校水泳部活動の今後として、市内全校導入となる前年の令和 9 年度までは、近隣校のプールを共同利用して活動予定 ●委員の意見 ・ 暑さ指数や天候の問題で、ほぼ水泳授業ができない年も想定される。インストラクター派遣事業者と対応を事前協議しておく必要があると思われる。 ・ 専門的な指導を授業内で受けられることから、補習として夏季水泳指導の需要が少なくなるという理由で、夏季水泳指導の対象者が、希望者全員ではなく、技能目標に達していない児童のうちの希望者だけに変更することは、保護者も含め丁寧な説明が必要である。 ・ 中学校水泳部活動について、現在水泳部がない中学校でも、一緒に部活ができる制度の整備を願う。
--	--	---